

大分大学医学部附属病院術後疼痛管理チーム内規

令和6年5月29日制定

令和6年医学部附属病院内規第4-4号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院手術部細則（平成21年医学部附属病院細則第4-25号）第5条第2項の規定により、各診療科の術後患者に対し、多職種による手術後の疼痛管理及び悪心嘔吐対策を行うために設置する、大分大学医学部附属病院術後疼痛管理チーム（以下「術後疼痛管理チーム」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 術後疼痛管理チームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 各診療科の術後患者を対象とした回診の実施に関すること。
- (2) 回診時における評価及び介入に関すること。
- (3) 自己調節鎮痛法の指導に関すること。
- (4) 主治医、麻酔科医、病棟担当薬剤師、病棟看護師等との連携に関すること。
- (5) その他術後疼痛管理に関し必要な事項

(構成)

第3条 術後疼痛管理チームは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 麻酔に従事する常勤の医師 若干人
- (2) 手術部又は集中治療部の勤務経験を2年以上有する看護師であって、術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の看護師 若干人
- (3) 薬剤師としての勤務経験を5年以上有し、かつ、そのうち2年以上が周術期関連の勤務経験を有する薬剤師であって、術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の薬剤師 若干人
- (4) 手術部又は集中治療部の勤務経験を3年以上有している臨床工学技士 若干人
- (5) その他病院長が必要と認める者

2 前項各号の構成員は、病院長が指名する。

(チーム長)

第4条 術後疼痛管理チームに、チーム長を置く。

- 2 チーム長は、前条第1項第1号の構成員のうちから、病院長が指名する。
- 3 チーム長は、必要に応じて術後疼痛管理チームを招集する。
- 4 チーム長は、術後疼痛管理チームに関する業務の状況、検討結果等について必要に応じて病院長に報告の上、意見を具申する。
- 5 チーム長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめチーム長の指名する構成員がその職務を代行する。

(各診療科等の協力体制)

第5条 各診療科、中央診療施設等は、術後疼痛管理チームの円滑な業務遂行のため、診療等が必要となった患者に対する協力体制を整えるものとする。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、術後疼痛管理チームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年5月29日から施行する。